

# 橋梁点検業務委託（その４） 特記仕様書

## 第1章 総 則

（適用）

第1条 本特記仕様書は、狭山市（以下、「発注者」という。）が発注する「橋梁点検業務委託（その４）」に適用する。

（目的）

第2条 本業務は、狭山市が管理する橋梁の損傷及び変状を早期に発見し、安全・円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るために橋梁に関わる効果的な維持管理に必要な基礎資料を得るものである。また、応急対策や調査の必要性を判定し点検記録の作成を行うものである。なお、本業務を担当する担当技術者及び管理技術者は、業務目的を的確に把握し、手戻りが生じることがないように細心の注意を払い、業務を遂行しなければならない。

（準拠する法令・基準等）

第3条 本業務を実施するにあたり、本業務の目的を把握し、合理的かつ効率的に業務を遂行すること。

2 準拠する法令及び基準等は、以下のとおりとする。

- (1) 道路法（昭和27年 法律第180号）
- (2) 道路法施行令（昭和27年 政令第479号）
- (3) 道路法施行規則（昭和27年 建設省令第25号）
- (4) 橋梁定期点検要領（平成31年3月 国土交通省道路局国道・技術課）
- (5) 道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省道路局）
- (6) 道路橋定期点検業務積算資料（暫定版）（平成31年2月 国土交通省道路局）
- (7) 新技術利用のガイドライン（案）（平成31年2月 国土交通省）
- (8) その他、関係法令、規則等

（疑義等）

第4条 受注者は、本業務の実施にあたり、本特記仕様書及び設計図書等に明示なき事項、または、疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うものとする。

（提出書類）

第5条 受注者は、業務の着手にあたり、各号の書類を提出するものとし、発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者届（経歴書添付）

(貸与資料)

第6条 本業務の実施にあたり、以下の資料を貸与するものとする。受注者は、貸与資料の受け渡し時に借用書等を発注者に提出し、資料の汚損、亡失等のないよう受注者の責任において管理するものとする。

2 本業務完了後、貸与資料は、速やかに返納するものとする。

- (1) 橋梁台帳調書
- (2) 1 巡目橋梁点検の報告書
- (3) その他、当該業務を履行するにあたり、必要な関連資料

(管理技術者)

第7条 管理技術者は、本業務の技術上の計画・管理を行うものとし、次の各号によるものとする。

- (1) 技術士（総合技術監理部門：鋼構造及びコンクリート）
- (2) 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- (3) R C C M（鋼構造物・コンクリート部門）

2 本業務を実施する第一項各号の有資格者は、橋梁に関わる設計業務の実績、または同種・類似業務の実績を有するものとする。

(照査技術者)

第8条 照査技術者は、調査・設計の結果報告書の内容の妥当性を確認するもので、管理技術者と同等の資格及び実績を有するものとする。

(打合せ)

第9条 打合せは、原則として業務着手時、中間、最終成果品納入時を基本とする。

(関係官公庁との手続き)

第10条 本業務の履行にあたって必要な関係官公庁、その他に対する諸手続きが発生した場合は、受注者の責任において迅速に処理するものとする。なお、本業務を行う際に、河川管理者、鉄道会社、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要となった場合は、発注者と協議を行うものとする。また、橋梁点検に必要な関係機関との諸手続きや資料収集及び協議資料作成を行うものとする。

(諸法規の遵守について)

第11条 受注者は、業務履行にあたり、諸法規を遵守し業務の円滑な推進を図るとともに、諸法規の運営適用は、受注者の負担と責任において行わなければならない。

(交通安全管理)

第12条 本業務の履行にあたっては、交通状況を十分把握し、交通事故はもとより、第三者に危害並びに迷惑を及ぼさないよう、万全の処置を講じなければならない。なお、本業務に起因して第三者に損害を与えた場合には、受注者の責任において処置するものとする。

## 第2章 業務内容

### (計画準備)

第13条 橋梁点検に先立って担当技術者は、管理技術者とともに現地踏査を行い、橋梁の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検方法の確認、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録（写真撮影含む）するものとする。なお、橋梁の状況により、点検業務に支障がある場合には、発注者と協議するものとする。なお、緊急対応が必要と判断される損傷等がある場合は、直ちに発注者に報告するものとする。

第14条 受注者は、現地踏査による調査記録を含め作業上必要な資料収集をした上、実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。なお、実施計画書には次の事項を記載するものとする。

1. 現地踏査の調査記録（現地踏査報告書）
2. 業務実施方針（橋梁点検方法）
3. 点検実施体制
4. 実施工程表
5. 仮設備計画
6. 使用建設機材
7. 安全管理計画
8. 環境対策
9. その他発注者が必要と認めたもの

実施体制については、橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な点検作業班を構成するものとする。

### (作業区分)

第15条 本業務の作業区分は、昼間作業とする。ただし、現場条件及び関連機関との協議等により、作業区分に変更を要する場合は、発注者と協議するものとする。

### (新技術の検討)

第16条 本業務の点検方法については、「新技術利用のガイドライン（案）」に基づき新技術活用の検討を行うものとする。なお、新技術の実施に関しては、点検支援技術使用計画書を提出した上で、発注者と承諾を得るものとする。

また、点検支援技術使用計画に対する実施事項については、発注者に報告を行うものとする。

(橋梁点検)

第17条 本業務実施に際しては「定期点検要領」に基づき、点検を実施するものとする

(1) 近接目視点検

橋梁点検車及びリフト車、あるいは梯子等を利用し、部材に近接し目視点検を行うものとする。また、必要に応じて機械、器具を用いる場合は、それらの機器及び使用範囲について、発注者と協議するものとする。

(2) 定期点検結果の記録

点検結果をもとに各点検要領と発注者に定める点検結果調書を作成するものとする。

(3) 記録事項の補完

必要に応じて橋梁台帳の記載事項を補完するための現地計測を行うものとする。

(4) 緊急対応

緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに発注者に報告するものとする。

(損傷程度の評価及び対策区分の判定)

第18条 定期点検実施橋梁については、定期点検要領に基づき損傷程度の評価及び対策区分の判定を行うこととする。その際は、1巡目点検との差異を明確にすること。

2 点検調書は、橋梁毎に作成し、複数径間橋梁は径間毎に作成するものとする。

3 作成が必要な点検調書は、道路法77条調査様式と別紙「点検橋梁一覧表」のとおりとする。また、点検結果の対策区分については、一覧表を作成する。

(健全性の診断)

第19条 橋梁毎及び部材毎に健全性の診断を実施する。なお、健全性の診断は、道路橋定期点検要領(平成31年2月)により行うこと。また、本点検は、2巡目であることから、1巡目の点検結果を踏まえた診断を行うこと。

### 第3章 成果品の作成

(報告書作成)

第20条 報告書は、橋梁点検結果を基に、点検方法、点検数量、定期点検要領等に定める橋梁台帳・点検調書、現地調査結果等について項目ごとにまとめて作成し、とりまとめるものとする。また、発注者の指示により求められた資料においても同様にまとめるものとする。

(成果品の提出)

第21条 受注者は、業務の履行に際し、次の各号に掲げる成果品を発注者に提出しなければならない。

- |                          |    |
|--------------------------|----|
| (1) 報告書(正) (A4番黒表紙金文字製本) | 1部 |
| (2) 報告書(副) (A4番バインダー)    | 1部 |
| (3) 報告書等電子データ(CD-R)      | 2部 |
| (4) 打合せ記録簿               | 1式 |
| (5) その他、監督員が指示するもの       | 1式 |